

Title	峰岸純夫氏学位論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1990
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.59, No.2/3 (1990. 7) ,p.163(333)- 168(338)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19900700-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

彙報

峰岸純夫氏学位論文審査要旨

『中世の東国—地域と権力—』

峰岸純夫氏提出の学位請求論文『中世の東国—地域と権力—』は序につづき、第一章「浅間山の噴火と荘園の成立—十二世紀の東国社会」、第二章「上野国新田庄の成立と展開」、第三章「中世東国の権力と農民」の三章より構成される。

氏は本論文において主として上野・武蔵両国を対象地域として選び、とりわけ上野国について多くの考察を進める。氏はこの地域が、

- 1 どのように変貌していったか。
 - 2 中世東国史の中でどのような役割をになったか。
 - 3 その役割をになった諸集団、すなわち、領主、あるいは農民がどのような関係を構成したか。
- などを逐次明らかにしようとしたものである。

提出された本論文は氏が多年にわたり専門諸雑誌に、あるいは著編書に掲載したものを補訂の上、テーマ別に配列したもので、必ずしも成立年代順とはなっていない。

氏の論文作成の順序(年次)からいえば、「赤城南麓の概准用水遺構『女堀』について」一九六一年(本論文第一章四、五

の基礎をなす)がもっとも早く、ついで第二章、新田庄の一連の研究、その拡大である第三章の中世東国史研究の諸論文となる。そして近年の赤城南麓の圃場整備事業に伴う発掘調査による火山灰(浅間Bテフラ)研究の知見をもととした氏の研究によりこのテーマの解明がより一層説得力を深め、大きく前進する。

序章では本論文の全体像を示す。「地域」という概念を歴史学に導入する有効性を述べ、鎌倉幕府、鎌倉府、後北条氏などを「地域国家」として把えるという試論を示し、以下につづく第一章(第三章の本論でこの諸問題を解明する)。

第一章「浅間山の噴火と荘園の成立—十二世紀の東国社会」は五つの部分より成る。

一九七九八〇年にわたって行われた上野国吾妻郡鎌原村の発掘調査は、天明三年(一七八三)の浅間山の大噴火で一挙に全滅・埋没した地域の考古学的研究として多くの注目を集めた。ここで氏はこれより早く起った十二世紀初頭の浅間火山の爆発による大災害が、上野国を中心とする関東北西部の一角にいかなるインパクトを与え、その克服、開発の歩みの中で、どのような歴史現象が進行してゆくかを考究する。

氏はまず浅間火山の噴出物(Bテフラ)の考古学、地質学的研究に呼応して、文献研究の面から考察を加える。浅間Bと命名されたテフラ層については、すでに山本良知氏による天仁元年(一一〇八)の浅間火山爆発説と尾崎喜左雄氏の弘安四年(一二八一)説とが提起されて二・三の論議を引き起こしてい

るが、これらを用いて峰岸氏は『中右記』天仁元年九月五日条などの関係史料の検討を緻密におこない、十二世紀の史料は天仁元年の浅間山噴火を直接間接に立証するに足る史料と結論された。他方、弘安四年説は平田篤胤の『古史伝』をはじめ、後世の史料にみえるに過ぎないこと、鎌倉中期における各地から鎌倉・京都への情報の集中量は十二世紀初頭の天仁元年のそれとは比較にならぬほど多いにも拘らず、弘安四年を中心にしても「鶴岡社務記録」「武家年代記裏書」「金沢文庫古文書」「圓覚寺文書」など当時の多くの記録・文書にも浅間火山爆發の記事が全くないことを検証して弘安四年説を退けられた。ここにみられる氏の史料操作はいささかの無理もなく、論旨も説得力豊である。

氏はさらに天仁の火山爆發による火山噴出物（Bテフラ）の降下は上野国内の山野田島をおおい、とりわけ低地にある水田を埋没させたが、その直後に復旧作業が試みられ、現在の前橋市から赤城山南麓を経て十二キロメートルに及ぶ水路である女堀の開削が行われたとする。この女堀は火山爆發後に成立したと考えられる刈名庄に旧利根川の水を引水するためのもので、氏はその開削主体を赤城南麓に勢力を持っていた秀郷流藤原氏の豪族連合と推定し、この藤原氏が中央権門とのつながりによって、仁和寺法金剛院領刈名庄を成立させることになったと結ぶ。

以上の論述過程において、刈名庄に在住した豪族が、当時の延臣の日記『長秋記』にみえる上野貢進の相撲人であることを

検出して上野と中央権力との関連を具体化した着想のすばらしさ、中世の基本的系図集とされている『尊卑分脈』秀郷流藤原氏のこの部分の転写によって生じたいくつかの誤謬を正すという考証の確かさは、地質学・地理学・考古学等を活用する研究の視野の広さとともに評価されるべきものと考ええる。

氏が述べる女堀開削と荘園成立との関連には必ずしも決定的な史料が存しないが、氏はまずBテフラの年代を天仁元年（一一〇八）と押え、女堀開削をそれ以後の再開発の中から荘園が成立（刈名庄など）してゆく動吉の過程で位置づけている。その地域を藤原氏、ついで新田氏が活動の基盤にしてゆくことを論証する。これ迄の諸研究で欠除していた自然災害史と政治史・経済史との統合をはかった点に氏の独自の研究領域の開拓の功績が認められ、学界に寄与するもの大である。

第二章「上野国新田庄の成立と展開」は三節と付論からなる。第一節「東国武士の基盤―上野国新田庄」は第一章で考察した論点を受けて平安時代末から鎌倉時代を研究の対象とする。上野国新田庄は源（新田）義重によってはじまるが、義重は国司の許可を得て、火山災害によって大きな被害を受けた土地の開発をはじめ、水路の確保などに尽力する。この地は全くの無人の荒野ではなく、所々に既成の村落と耕地・住人が存在していたから新田義重入部以前からの住民を自己の支配下に従属させるためには種々の手段が試みられた。氏は新田一族の発展の様相と内部矛盾（主として用水相論）などを「新田御庄嘉応二年目録田畠在家宇の事」をはじめ、讓状、置文などを主要史料

として用い、自然的条件にからめて見事に書き出している。

第二節「室町時代東国における領主の存在形態」は、義貞の滅亡後、新田庄地域を掌握した新田氏の支族岩松氏をとりあげ、それが新田庄の支配を樹立してゆく過程を追及する。とりわけ最盛時に作成された地検目録五種——永徳四年（一三八四）より応永十七年（一四一〇）にかけて——の分析から、各郷を在家毎に、A御料所分（直轄地）、B寺社分、C給分にわけて、Aでは自己の権力基盤を確保するとともに、BCで寺社や一族、家臣の経済的基盤を確立させ、いかにして主従関係を固めていったかを明らかにし、また、地検目録にみえる年貢の貫高表示は必ずしも年貢銭納を意味しているものではなく、現実の納入物品はその地、その時により便宜であったとするなど、多くの新見解を学界に提供し、その後の研究に影響を与えるところが大きい。また享祿の乱以後の岩松氏の分裂、衰亡、家臣横瀬氏の台頭の状況を説明する。

氏が本節で主要な史料として用いた地検目録は領主が年貢収取のために作成した史料であり、記載上において擬制なしとはしない。そこから中世の村落や農民の実態を探り出すことには困難な面も多く存する。しかし、氏は十四世紀末から十五世紀初頭にかけての新田庄の五通の地検目録の分析によって、垣内在家が屋敷地及び耕地の総体としての単位として把握され、作人という年貢負担者を通して年貢収取を行っていたこと、全体の半ばに近い直轄地（御料所）が岩松氏の経済的基盤であることとを裏証した論旨はまことに卓見といわねばならない。氏も述

べる如く史料の限界から農民の存在形態などの考察は多くを今後に譲らなければならなかったのであるが、それにしても現存する諸史料を十分に理解、駆使し、東国における中世世界を描き上げようとした努力の結晶をここにみる事ができる。

第三節「戦国時代の『領』と領国」は横瀬・由良氏の新田領がどのような構造をもち、それが広大な後北条氏領国とどのように関連し合っているかを考察している。新田領の裁判権の問題で試みた撰銭相論では、後北条氏の撰銭令の影響が新田領にも色濃く影を落とし、農民と地侍の争いに発展して、やがて新田領は後北条氏に併合され、後北条氏の給人が新田領に給分を与えられて、在城衆として在番することになると結論づけている。

総じてこの新田庄（領）の地域研究は著者の長年の業績が結実されたもので、他の研究を大きく越えて、それらの追従を許さない優れた業績である。

付論「長楽寺文書と正文書」は当該文書がどのような状況の下で成立し、今日みられる形で伝来し、さらにこれらはどのような性格を有する文書群なのかを考察したもので、著者の新田庄（領）研究の基礎的作業の一つである。とりわけ正文書についての詳細な調査と当該文書の鑑識と位置付けは今後の新田領ひいては東国史研究に役立つところが多い。

第三章「中世東国の権力と農民」は四節よりなる。第一節「上州一揆と上杉氏守護領国体制」は上州一揆を中心に、その成立、展開を跡づける。国人領主層の結合体であるこの上州一

揆は上杉氏と密接な関係を持ち、自主制と従属性の二側面を持った存在であること、上杉氏が東国に支配権力を確立した要因はこの一揆にあるとする。

十四世紀後半の白旗一揆など族縁的色彩の濃い一揆が、十五世紀に入ると上州一揆あるいは武州一揆といった国ないしは地域単位の地縁的な一揆として現れる。特に上州、武州一揆が出現する十五世紀の二、三〇年代の上杉禅秀の乱と永享の乱の間は東国政治史の一大画期であり、この時期を上杉氏の守護領国体制の確立期とする。また上杉氏体制の構造について著者は結城合戦の際の「上杉清方着到首注文」をとり上げ考察を加え、これから上州一揆構成員でありながら、同時にその同族が守護被官となったケースに考察を加え、一揆側に一族の惣領および庶子の主要部分があり、庶子の一部が守護被官となったことを明らかにしている。以上述べた結論は氏によってはじめて明らかにされたことで、十五世紀前半の東国史研究の欠を埋める優れた業績として評価したい。

第二節「東国における十五世紀後半の内乱の意義」は一四五四年享徳三年に起きた関東管領上杉憲忠謀殺事件についての考察である。この事件は関東公方足利成氏の意を受けた結城・武田氏等が、関東管領を鎌倉西御門邸で殺害したもので、これを発端とする十五世紀後半の東国での混乱は、京都を中心とする応仁文明の乱にも匹敵すべき大乱であり、東国社会を根底から揺り動かし、既成の政治体制を崩壊させ、戦国時代への扉を開いた内乱である。しかしこの事件について考察した論攷は少な

く、その評価は充分とはいえなかった。著者はこの内乱の詳細な研究を試み、守護領国体制から戦国時代への移行の問題を余すところなく考察し多くの新知見を披瀝したことは注目に値するものである。著者はこの乱に「享徳の乱」という呼称を命名し、これが近年学界で定着しつつある。

第三節「十四・十五世紀東国の寺社領における農民闘争と権力」は農民闘争がどのように展開され、その抑圧のために守護上杉氏が果たした役割に着目する。氏はここで「鶴岡事書日記」の史料批判を行い、ついで金沢文庫蔵の「持犯文集紙背文書」などをとり上げ緻密に考察する。そこから農民闘争（訴訟・逃散）に対する寺社権力の対応が、1・独自の検断権の発動 2・周辺領主権力への援助要請 3・最後の手段としての守護使入部要請という方法で行われていることを明らかにした。とりわけ3の問題に関して、管領奉行人奉書の下達により鎌倉府体制のもとでの管領・守護権力と権門寺社が農民闘争にどのような位置を占めているかを考究した点は、これまで何人も気が付かなかつた新しい研究として高く評価される。

第四節「身分と階級闘争」は戦国時代の東国を素材として、被支配階層の諸身分の展開する階級闘争の特質とその相互関連を明らかにせんとしたものである。この分野での先行業績としては安良城盛昭氏、藤木久志氏をはじめとする優れた業績があり、氏はそれらを考慮に入れつつ、身分を領主・被官、百姓、小作、下入、の四つに分けて分析し、当時の史料にみえる「退転」「逃散」「欠落」などの用語を用いて考察を進める。前述の

安良城氏は逃散には二形態があり、散発的なものを欠落とし、集団的なものを逃散とし、退転は農民による領主権力への脅かしの手段、すなわち農民が郷村を離れる生産放棄であると論じた。この理解はその後、有力な考え方として継承されつつあるが、氏は各種文書を精査し、退転とは農民の生活や経営が悪化して立ちゆかなくなった状況を示し、その結果として、ある事柄が中絶・中絶してしまふことを意味することを明らかにした。欠落に関して氏は、それが被官、百姓、下人の各身分階層で行われ、特定の身分に限定されるものでないこと、など、これまでの諸説に対し、鋭い批判を試みる。東国における階級闘争を具現する史料は氏も述べる如く必ずしも多く残っていない。しかし氏は東国戦国時代の一世紀に限定して階級闘争の諸史料を可能な限り蒐集し、その特質を追求する。とりわけその闘争の背景となる政治的・社会的状況との関連で考察する方法は東国の階級闘争史研究上、重要な意味を持ち、今後の研究に貢献するところ大なるものがある。

以上において、峰岸純夫氏提出学位請求論文の内容について、その概要を紹介したが、氏の本論文はすでに述べた如く、論証に際し幅広く史料を博搜し、そこに示されている用語、内容の考究はもとより当該史料の性格を十分に究明して、それから得られた成果を実証史学の厳しい手法を用いつつ慎重に論述する。収められている諸論文はいずれも説得力に富み、中世東国史研究史上、長く尊重される業績であることは何人といえども容認するところであろう。

おわりに本論文に示された注目すべき論点を列記すると次の通りである。

- 1 自然災害を政治・社会との関係で明らかにし、中世東国の荘園成立過程に位置づけたこと。
- 2 中世東国を鎌倉から見るのではなく、上野・武蔵という地域を軸に考察し、内乱などをその地域間矛盾として把握する新しい視点を提供していること。

- 3 大正期刊行の渡辺世祐『関東中心足利時代の研究』以後、久しく現われなかった中世東国史の総合的研究で、体系的かつ実証的な本書は現時点における一つの達成点であること。などが挙げられる。

このように多くの注目すべき内容を持つ本論文ではあるが、1 史料の限界により、火山災害・女堀と荘園の成立の関係が状況証拠に止まるところなしとせず、今後の史料発見や発掘調査に委ねざるを得ないことなどが今後の課題である。2として地域史に関する理論提示がやや抽象的レベルに止まり、本論文で完結されておらず、これも今後の課題として残されていることである。

このような一、二の問題点はあるが、著者の本論文で示した中世東国史についての論攷はいずれも当該分野において一つの画期をなす力作であり、近年の学界に多大の貢献を与え、後進の多くに刺激と数多くの影響を及ぼしつつある。

以上審査の結果として、本論文の著者峰岸純夫氏は文学博士の学位を受けるにふさわしいと判断する。

平成二年三月六日

主 査 慶應義塾大学文学部教授

同大学院委員

高橋 正彦

副 査 慶應義塾大学文学部教授

同大学院委員 文学博士

高瀬弘一郎

副 査 立正大学文学部教授

同大学院委員

百瀬今朝雄

学力確認担当者 慶應義塾大学文学部教授

同大学院委員 文学博士

高瀬弘一郎

アンカラ大学教授ヤブズ・エルジャン、オゼル・エルゲン
チ両氏訪問教授として滞在

平成元年一〇月五日より一月五日までトルコ共和国のアンカラ大学言語・歴史・地理学部のヤブズ・エルジャン教授、オゼル・エルゲン教授が本塾に訪問教授として滞在された。両氏のそもそもの滞在目的は文部省の海外学術共同研究「中東とソ連の都市問題とエスニシティーの比較研究」のプロジェクトを日本側の分担者である坂本 勉（本塾文学部助教授）、山内昌之（東京大学教養学部助教授）、栗生沢猛夫（北海道大学文学部助教授）、内藤正典（一橋大学社会学部専任講師）と共同で行なうことにあつたが、たまたま坂本勉がアンカラ滞在中に両氏の知遇を得、いろいろお世話いただいたことが機縁となつて本塾に訪問教授として滞在されることになった。

両氏のプロフィールを簡単に記すと次の通りである。ヤブズ

・エルジャン教授は一九四〇年、トルコ東南部の都市マラトヤに生まれた。アンカラ大学言語・歴史・地理学部、同修士、博士課程を卒えたあと今に至るまで一貫してオスマン朝における非ムスリムの問題を追求してきた研究者である。トルコ語史料にもとづきながら非ムスリコの民族、宗派問題に迫ろうとするユニークな歴史家の一人で、その業績はトルコ国内ばかりでなく国外でも高い評価を受けている。一九七六年から約一年間、ケンブリッジ大学東洋学部に留学したこともあって、見事な英語を駆使される。代表的なお仕事に『オスマン朝におけるブルガリア人とヴォイヌク制』（アンカラ、一九八六）、『一九世紀のバルカンの教会（アンカラ、一九八七）、『パレスティナにおけるアルメニア教会』（アンカラ、一九八八）等がある。

オゼル・エルゲン教授は一九四五年、アナトリア西部、エーゲ海に沿うバルガマの町に生まれた。ヤブズ教授よりも五歳年下であるが、大学、大学院ではヤブズ教授と机を並べた同窓で、研究生生活でも終始、同じアンカラ大学で過ごしてきた。氏の専門は一六―一八世紀におけるオスマン朝下のアナトリアの都市史である。アンカラ大学の教授を長く勤め、招かれてシカゴ大学の教授に移ったハリル・イナルジュク氏の社会経済史研究の学統をもっともよく継承する研究者の一人で、地道ながら重厚な学風をもって知られる。主要論文に「一六〇〇―一六一五におけるアンカラ経済史研究」（『トルコ経済史セミナー』八一―一〇）、「一七世紀初頭におけるアンカラの居住状況に関する若干の資料」（『オスマン朝史紀要』第一号）、「オスマン朝古典